

22. 船員の労働安全環境業務の現況

〔1〕船員法の適用状況

令和2年10月1日現在における管内の船員法適用船員数は、「表-1船員数等の推移(管内及び全国)」のとおり13,802人であり、全国に占める割合は、21.6%となっている。
これらの船員の主たる労務管理を行う事務所を管内に有している船舶所有者は、1,288事業者あり、所有する船舶数は、2,627隻となっている。

〔2〕船員法事務取扱状況

船員手帳交付等船員法関係事務は本局及び支局のほか、50指定市町村73事務所で取り扱っており、その取扱件数は「表-2 船員法事務取扱件数」のとおりである。
なお、管内における指定市町村の数は、全国の約2割を占めている。

〔3〕船員に係る未払賃金の立替払制度について

未払賃金の立替払制度の創設

昭和51年7月1日から陸上労働者と同様に海上労働者である船員についても未払賃金制度が創設(導入)されている。
未払賃金の立替払制度は、船舶所有者の事業が破産等の事由により倒産(事実上の倒産も含む。)したため、賃金が支払われないまま退職した船員に対して、未払賃金総額の100分の80相当額(立替払上限額296万円)を国が事業主に代わって支払う制度である。
また、この制度を利用することで、船員の生活の原資としての賃金が未払となることによる生活の破綻を防止し、生活の安定に寄与するものである。

〔4〕船員労働災害疾病の防止活動

国土交通省では、船員の災害・疾病防止活動を総合的かつ計画的に推進するため、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき、5年毎に「船員災害防止基本計画」を定め、毎年「船員災害防止実施計画」を作成して船員災害防止に努めている。

当局では、この基本計画及び実施計画に定める諸対策を積極的に推進することで、船員災害の根絶を期している。

・当局管内における令和2年度の船員災害疾病発生状況は「表-3 管内船員災害疾病発生状況(船主別・職種別)」のとおりで、災害・疾病により3日以上休業した船員の人数は、延べ254人(以下の人数はすべて延べ人数)、千人率は19.2であり前年度に比べ、人数で4人、千人率で0.5ポイント増加した。災害・疾病それぞれの発生状況は災害が111人、千人率8.4となっており、これは前年度に比べ人数では4人減少し、千人率は0.4ポイント減少。災害のうち死亡(海中転落等による行方不明を含む)災害につながったものは4人で、前年度に比べ2人増加した。疾病は143人、千人率で10.8となっており、前年度に比べ人数で8人増加し、千人率では0.5ポイント増加した。

・毎年9月1日～9月30日までの1ヶ月間は、「船員労働安全衛生月間」として全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開している。月間中には訪船指導、無料健康相談、訪船診療、船員災害防止大会、安全衛生講習会、水質検査等の各種取組を実施している。なお、令和3年度における同月間の実施状況は「表-4 第65回船員労働安全衛生月間行事実施状況(局別)」のとおりである。